

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

附則別表第1 職務の級への切替表（附則第3項関係）

給 料 表	旧 等 級	職務の級
行 政 職 給 料 表 (一)	6 等 級	1 級
	5 等 級	2 級
	4 等 級	3 級
	3 等 級	4 級
		5 級
	2 等 級	6 級
		7 級
1 等 級	8 級	
行 政 職 給 料 表 (二)	4 等 級	1 級
	3 等 級	
	2 等 級	2 級
	1 等 級	3 級
4 級		

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

附則別表第2 行政職給料表（二）の1級となる職員以外の職員の号俸の切替表（附則第4項関係）

イ 行政職給料表（一）の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1		1	1					
2	1	2	2	1	1	1	1	1
3	2	3	3	2	1	2	1	2
4	3	4	4	3	1	3	1	3
5	4	5	5	4	2	4	2	4
6	5	6	6	5	3	5	3	5
7	6	7	7	6	4	6	4	6
8	7	8	8	7	5	7	5	7
9	8	9	9	8	6	8	6	8
10	9	10	10	9	7	9	7	9
11	10	11	11	10	8	10	8	10
12	11	12	12	11	9	11	9	11
13	12	13	13	12	10	12	10	12
14	13	14	14	13	11	13	11	13
15	14	15	15	14	12	14	12	14
16	15	16	16	15	13	15	13	15
17	16	17	17	16	14	16	14	16
18		18	18	17	15	17	15	17
19		19	19	18	16	18	16	18
20			20	19	16	19	17	19
21			21	20	17	20	18	
22			22	21	17	21	18	
23			23	22	18	22	19	
24			24	23	19			
25				24	19			
26				25	20			

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

ロ 行政職給料表（二）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	2	2	1
3	3	3	1
4	4	4	1
5	5	5	2
6	6	6	3
7	7	7	4
8	8	8	5
9	9	9	6
10	10	10	7
11	11	11	8
12	12	12	9
13	13	13	10
14	14	14	11
15	15	15	12
16	16	16	13
17	17	17	14
18	18	18	15
19	19	19	16
20	20	20	17
21	21	21	18
22	22	22	19
23	23	23	20
24	24	24	20
25	25	25	21
26		26	22
27		27	22
28		28	23

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

附則別表第3 行政職給料表(二)の1級となる職員の号俸の切替表(附則第4項関係)

行政職給料表(二)の1級となる職員

旧 号 俸		新 号 俸
4 等 級	3 等 級	
1		1
2		2
3		3
4		4
5	1	5
6	2	6
7	3	7
8	4	8
9	5	9
10	6	10
11	7	11
12	8	12
13	9	13
14	10	14
15	11	15
16	12	16
17	13	17
18	14	18
19		
20	15	19
21		
22	16	20
23	17	21
24		
25	18	22
26	19	23
27		
28	20	24
29	21	25
	22	26
	23	27
	24	28
	25	29

附 則（昭和 61 年 12 月 25 日条例第 3 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和 62 年 12 月 26 日条例第 2 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

（住居手当の経過措置）

- 2 昭和 62 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 10 条の 2 の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の条例第 10 条の 2 の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第 10 条の 2 の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第 10 条の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例施行の際、改正前の条例第 10 条の 2 の規定によりこの条例の施行の日を含む引続いた期間の住居手当を支給されることとされていた職員のうち、改正後の条例第 10 条の 2 の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第 10 条の 2 の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和 63 年 3 月 31 日までの間の住居手当についても同様とする。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和 63 年 12 月 27 日条例第 1 号）

（施行期日等）

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

ただし、改正後の条例第9条第2項第2号及び第4号の規定は、昭和64年4月1日から施行する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を運用する場合には、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成元年12月22日条例第3号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成元年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成2年12月26日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定は、平成3年1月1日から施行する。

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成2年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成3年12月24日条例第3号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条（見出しを付する部分を除く。）の改正規定、第9条第4項を削る改正規定並びに第15条の2の次に1条を加える改正規定は、平成4年1月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成3年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成4年12月18日条例第3号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成4年4月1日から適用する。

（扶養手当に関する経過措置）

2 次の各号の1に該当する者は、速やかにその旨（第1号に該当する者にあつてはその者が職員となった日において、第2号に該当する者にあつては平成4年4月1日（以下「切替日」という。）において、第3号に該当する者にあつてはその者が同号に該当する者となった日において、これらの者に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がなく、かつ、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第9条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったときは、（配偶者がなかった旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

(1) 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において新たに職員となった者であつて、その者が職員となった日に、昭和49年4月1日以前に生まれた者で改正後の条例第9条第2項第2号又は第4号の扶養親族たる要件を具備するもの（以下「新規扶養親族たる子等」という。）を有していたもの

(2) 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であつた者

(3) 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった者

(4) 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至つたものがある職員であつた者

(5) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者（改正前の条例第10条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。）があつた職員であつて、

切替期間において配偶者がいない職員となり、かつ、その配偶者がいない職員となった日に改正前の条例第9条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったもの

- (6) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であって、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった日に改正前の条例第9条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったもの

3 前項の規定による届出を行った者に対する改正後の条例第10条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成4年条例第3号。以下「改正条例」という。）附則第2項の規定による届出に」と、「同項第2号」とあるのは「前項第2号」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたとき、又は改正条例附則第2項の規定による届出が改正条例の施行の日から30日を経過した後にされたときは、それぞれの」とし、同条第3項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正条例附則第2項」と、「同項第2号」とあるのは「第1項第2号」と、「（扶養親族たる子、父母等で同項）」とあるのは「（扶養親族たる子、父母等で同項又は改正条例附則第2項）」と、「のうち扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で第1項又は改正条例附則第2項」とする。

4 職員に次の各号の1に該当する事実が生じた場合に関する改正後の条例第10条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第2項ただし書中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは「南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成4年条例第3号）の施行の日から30日」とする。

- (1) 施行日から15日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合
- (2) 施行日から15日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合
- (3) 施行日から15日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の条例第9条第2項第2号から第5号までの扶養親族がない場合

（住居手当に関する経過措置）

5 切替期間において、改正前の条例第10条の2の規定により住居手当を支給され

ていた期間のうちに、改正後の条例第10条の2の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第10条の2の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第10条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第10条の2の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第10条の2の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第10条の2の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成5年3月31日（同日前に規則で定める事由が生じた職員にあっては、規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成5年12月8日条例第5号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条及び第14条の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成6年12月7日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の南空知公衆衛生組合職

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成7年3月31日条例第5号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年12月27日条例第6号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成8年12月19日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成8年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成9年12月22日条例第3号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第5項及び第6項の改正規定、第16条第1項及び第3項の改正規定、第16条の2第1項、第2項、第4項及び第5項の改正規定、同条を第16条の4とする改正規定、第16条の次に2条を加える改正規定は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書きに規定する改正規定を除く。附則第3項において同じ。）による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成9年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の南空知公衆衛生組合職

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による内払とみなす。

附 則（平成10年12月18日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成10年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成11年11月29日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成11年4月1日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

- 3 平成11年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（給与の内払）

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（期末手当の特例）

- 5 平成11年度に限り、改正後の条例第16条の規定の適用については、同条第2項中「100分の55」とあるのは「100分の50」と、「100分の145」とあるのは「100分の160」と、「100分の175」とあるのは「100分の165」とする。

附 則（平成12年11月28日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の南空知公衆衛生組合職

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成13年11月30日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年11月29日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年12月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第6項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

（最高号俸等の切替え等）

- 2 平成14年12月1日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、第1条の規定による改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成14年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 5 平成14年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第8条第1項から第3項及び第5項又は第16条第2項及び第4項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下、この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となると

きは、期末手当は支給しない。

(1) 平成14年12月1日（期末手当について改正後の条例第8条第5項又は第16条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。）まで引き続いて在職した期間で、同年4月1日から施行日の前日までのもの（次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

(2) 継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額（継続在職期間において附則第2項に規定する給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について規則で定める給料月額）並びに改正後の条例の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

（平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置）

6 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例第16条第2項の規定の適用については、規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

（規則への委任）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成15年11月28日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

（最高号俸の切替え等）

2 平成15年12月1日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号俸又は給料月額

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額、第1条の規定による改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 5 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例第8条第1項から第3項及び第5項又は第16条第2項及び第4項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日））において職員が受けるべき給料月額、扶養手当、住居手当、通勤手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料月額を支給されなかった期間その他規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

- (2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

（規則への委任）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成17年11月30日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

（最高号俸等の切替え等）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例第8条第1項から第5項又は第16条第2項及び第4項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日））において職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当、管理職手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

- (2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

（規則への委任）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

は、規則で定める。

附 則（平成18年3月22日条例第2号）

改正 平成21年11月30日条例第5号、平成22年11月29日条例第6号、平成23年11月28日条例第3号

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2 この条例の施行の日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号俸の切替え）

3 切替日の前日において南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

（職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え）

4 切替日の前日において給与条例別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額は、規則で定める。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、この条例の規定による改正前の給与条例及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給料の切替えに伴う経過措置）

7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける

給料月額が同日において受けていた給料月額（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（平成21年条例第5号。この項において「平成21年改正条例」という。）の改正の日において平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員にあっては、当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額（附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第7条第2項及び第16条第4項（給与条例第16条の4第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の運用については、給与条例第7条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第2号。以下、「平成18年改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第16条第4項中「給料の月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

11 附則第7項の規定による給料の額については、平成24年4月1日以後、同項による額からその半額（その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円）を減じた額とし、平成25年4月1日以後、同項の規定による給料は、支給しない。

（平成22年3月31日までの間における給与条例の適用に関する特例）

12 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

第4条第4項	4号俸	3号俸
第4条第5項	4号俸	3号俸
	2号俸	1号俸

（規則への委任）

- 1 3 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例の一部改正）

- 1 4 南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例（昭和42年条例第8号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 1 5 南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

附則別表第1（附則第2項関係）

職務の級の切替表

給 料 表	旧 級	新 級
行政職給料表（一）	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
8 級	6 級	
行政職給料表（二）	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	

附則別表第2（附則第2項関係）

イ 行政職給料表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	経過期間								
1	3 月未満			1	1	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			2	1	6	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			3	1	7	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			4	1	8	1	1	1
	12 月以上			5	1	9	1	1	1
2	3 月未満	1	25	5	1	9	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	26	6	2	10	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	27	7	3	11	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	28	8	4	12	1	1	1
	12 月以上	5	29	9	5	13	1	1	1
3	3 月未満	5	29	9	5	13	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	30	10	6	14	2	1	1

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61
20	3月未満			77	62	81	69	65	61
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64
	12月以上			81	63	85	73	69	65
21	3月未満			81	63	85	73	69	65
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68
	12月以上			85	65	89	77	73	69
22	3月未満			85	65	89	77	73	
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74	
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75	

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

	9月以上12月未満			88	66	92	80	76	
	12月以上			89	67	93	81	77	
23	3月未満			89	67	93	81		
	3月以上6月未満			90	67	94	82		
	6月以上9月未満			91	68	95	83		
	9月以上12月未満			92	68	96	84		
	12月以上			93	69	97	85		
24	3月未満			93	69	97	85		
	3月以上6月未満			94	70	98	86		
	6月以上9月未満			95	71	99	87		
	9月以上12月未満			96	72	100	88		
	12月以上			97	73	101	89		
25	3月未満			97	73	101			
	3月以上6月未満			98	73	102			
	6月以上9月未満			99	74	103			
	9月以上12月未満			100	74	104			
	12月以上			101	75	105			
26	3月未満			101	75	105			
	3月以上6月未満			102	75	106			
	6月以上9月未満			103	76	107			
	9月以上12月未満			104	76	108			
	12月以上			105	77	109			
27	3月未満			105	77				
	3月以上6月未満			106	78				
	6月以上9月未満			107	79				
	9月以上12月未満			108	80				
	12月以上			109	81				
28	3月未満			109	81				
	3月以上6月未満			110	82				
	6月以上9月未満			111	83				
	9月以上12月未満			112	84				
	12月以上			113	85				

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

29	3月未満			113					
	3月以上6月未満			114					
	6月以上9月未満			115					
	9月以上12月未満			116					
	12月以上			117					
30	3月未満			117					
	3月以上6月未満			118					
	6月以上9月未満			119					
	9月以上12月未満			120					
	12月以上			121					
31	3月未満			121					
	3月以上6月未満			122					
	6月以上9月未満			123					
	9月以上12月未満			124					
	12月以上			125					
32	3月未満			125					
	3月以上6月未満			125					
	6月以上9月未満			125					
	9月以上12月未満			125					
	12月以上			125					

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

ロ 行政職給料表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
1	3 月未満		1	1	5
	3 月以上 6 月未満		1	1	6
	6 月以上 9 月未満		1	1	7
	9 月以上 12 月未満		1	1	8
	12 月以上		1	1	9
2	3 月未満	1	1	1	9
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	10
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	11
	9 月以上 12 月未満	4	4	1	12
	12 月以上	5	5	1	13
3	3 月未満	5	5	1	13
	3 月以上 6 月未満	6	6	2	14
	6 月以上 9 月未満	7	7	3	15
	9 月以上 12 月未満	8	8	4	16
	12 月以上	9	9	5	17
4	3 月未満	9	9	5	17
	3 月以上 6 月未満	10	10	6	18
	6 月以上 9 月未満	11	11	7	19
	9 月以上 12 月未満	12	12	8	20
	12 月以上	13	13	9	21
5	3 月未満	13	13	9	21
	3 月以上 6 月未満	14	14	10	22
	6 月以上 9 月未満	15	15	11	23
	9 月以上 12 月未満	16	16	12	24
	12 月以上	17	17	13	25
6	3 月未満	17	17	13	25
	3 月以上 6 月未満	18	18	14	26
	6 月以上 9 月未満	19	19	15	27

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

	9月以上12月未満	20	20	16	28
	12月以上	21	21	17	29
7	3月未満	21	21	17	29
	3月以上6月未満	22	22	18	30
	6月以上9月未満	23	23	19	31
	9月以上12月未満	24	24	20	32
	12月以上	25	25	21	33
8	3月未満	25	25	21	33
	3月以上6月未満	26	26	22	34
	6月以上9月未満	27	27	23	35
	9月以上12月未満	28	28	24	36
	12月以上	29	29	25	37
9	3月未満	29	29	25	37
	3月以上6月未満	30	30	26	38
	6月以上9月未満	31	31	27	39
	9月以上12月未満	32	32	28	40
	12月以上	33	33	29	41
10	3月未満	33	33	29	41
	3月以上6月未満	34	34	30	42
	6月以上9月未満	35	35	31	43
	9月以上12月未満	36	36	32	44
	12月以上	37	37	33	45
11	3月未満	37	37	33	45
	3月以上6月未満	38	38	34	46
	6月以上9月未満	39	39	35	47
	9月以上12月未満	40	40	36	48
	12月以上	41	41	37	49
12	3月未満	41	41	37	49
	3月以上6月未満	42	42	38	50
	6月以上9月未満	43	43	39	51
	9月以上12月未満	44	44	40	52
	12月以上	45	45	41	53

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

13	3月未満	45	45	41	53
	3月以上6月未満	46	46	42	54
	6月以上9月未満	47	47	43	55
	9月以上12月未満	48	48	44	56
	12月以上	49	49	45	57
14	3月未満	49	49	45	57
	3月以上6月未満	50	50	46	58
	6月以上9月未満	51	51	47	59
	9月以上12月未満	52	52	48	60
	12月以上	53	53	49	61
15	3月未満	53	53	49	61
	3月以上6月未満	54	54	50	62
	6月以上9月未満	55	55	51	63
	9月以上12月未満	56	56	52	64
	12月以上	57	57	53	65
16	3月未満	57	57	53	65
	3月以上6月未満	58	58	54	66
	6月以上9月未満	59	59	55	67
	9月以上12月未満	60	60	56	68
	12月以上	61	61	57	69
17	3月未満	61	61	57	69
	3月以上6月未満	62	62	58	70
	6月以上9月未満	63	63	59	71
	9月以上12月未満	64	64	60	72
	12月以上	65	65	61	73
18	3月未満	65	65	61	73
	3月以上6月未満	66	66	62	74
	6月以上9月未満	67	67	63	75
	9月以上12月未満	68	68	64	76
	12月以上	69	69	65	77
19	3月未満	69	69	65	77
	3月以上6月未満	70	70	65	78

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

	6 月以上 9 月未満	71	71	66	79
	9 月以上 12 月未満	72	72	66	80
	12 月以上	73	73	67	81
20	3 月未満	73	73	67	81
	3 月以上 6 月未満	74	74	67	82
	6 月以上 9 月未満	75	75	68	83
	9 月以上 12 月未満	76	76	68	84
	12 月以上	77	77	69	85
21	3 月未満	77	77	69	85
	3 月以上 6 月未満	78	78	70	86
	6 月以上 9 月未満	79	79	71	87
	9 月以上 12 月未満	80	80	72	88
	12 月以上	81	81	73	89
22	3 月未満	81	81	73	89
	3 月以上 6 月未満	82	82	73	90
	6 月以上 9 月未満	83	83	74	91
	9 月以上 12 月未満	84	84	74	92
	12 月以上	85	85	75	93
23	3 月未満	85	85	75	93
	3 月以上 6 月未満	86	86	75	94
	6 月以上 9 月未満	87	87	76	95
	9 月以上 12 月未満	88	88	76	96
	12 月以上	89	89	77	97
24	3 月未満	89	89	77	97
	3 月以上 6 月未満	90	90	77	98
	6 月以上 9 月未満	91	91	78	99
	9 月以上 12 月未満	92	92	78	100
	12 月以上	93	93	79	101
25	3 月未満	93	93	79	101
	3 月以上 6 月未満	94	94	79	102
	6 月以上 9 月未満	95	95	80	103
	9 月以上 12 月未満	96	96	80	104

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

	12月以上	97	97	81	105
26	3月未満	97	97	81	105
	3月以上6月未満	98	98	82	106
	6月以上9月未満	99	99	83	107
	9月以上12月未満	100	100	84	108
	12月以上	101	101	85	109
27	3月未満	101	101	85	109
	3月以上6月未満	102	102	85	110
	6月以上9月未満	103	103	86	111
	9月以上12月未満	104	104	86	112
	12月以上	105	105	87	113
28	3月未満	105	105	87	113
	3月以上6月未満	106	106	87	114
	6月以上9月未満	107	107	88	115
	9月以上12月未満	108	108	88	116
	12月以上	109	109	89	117
29	3月未満	109	109	89	117
	3月以上6月未満	110	110	90	118
	6月以上9月未満	111	111	91	119
	9月以上12月未満	112	112	92	120
	12月以上	113	113	93	121
30	3月未満	113	113	93	121
	3月以上6月未満	114	114	93	122
	6月以上9月未満	115	115	94	123
	9月以上12月未満	116	116	94	124
	12月以上	117	117	95	125
31	3月未満	117	117	95	125
	3月以上6月未満	118	118	95	126
	6月以上9月未満	119	119	96	127
	9月以上12月未満	120	120	96	128
	12月以上	121	121	97	129
32	3月未満	121	121		

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

	3 月以上 6 月未満	121	122		
	6 月以上 9 月未満	121	123		
	9 月以上 12 月未満	121	124		
	12 月以上	121	125		
33	3 月未満		125		
	3 月以上 6 月未満		126		
	6 月以上 9 月未満		127		
	9 月以上 12 月未満		128		
	12 月以上		129		

附 則（平成 19 年 3 月 29 日条例第 3 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 17 日条例第 6 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 21 年 5 月 29 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 30 日条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例中第 1 条及び第 3 条の規定は平成 21 年 12 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改定後の職員の給与に関する条例第 8 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 5 項若しくは第 16 条第 2 項（同条第 3 項により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 4 項から第 6 項までの規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において

「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当、管理職手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号俸
行政職給料表（一）	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
行政職給料表（二）	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで

- (2) 平成21年6月において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める職員を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

- 3 職員の住居手当は、平成21年12月1日から平成22年3月31日までに限り、第10条の2第2項第2号中「10,000円」とあるのは「11,000円」と、「5,000円」とあるのは「7,500円」とする。

附 則（平成22年3月23日条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月29日条例第6号）

改正 平成23年3月28日条例第1号

（施行期日）

- 1 この条例中第1条及び第3条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

平成23年4月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の第16条第2項及び第3項から第5項まで若しくは第8条第1項から第3項まで、第5項若しくは附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものの適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当、管理職手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号俸
行政職給料表（1）	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
行政職給料表（2）	1級	1号俸から108号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から64号俸まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮

して規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の附則第2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳以上に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年条例第5号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

- 4 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において第4条第3項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして組合長が別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

(規則への委任)

- 5 附則第2項及び前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成23年3月28日条例第1号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月28日条例第3号）

改正 平成26年2月26日条例第1号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第3条並びに附則第3項及び第4項の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例第16条の規定その他の期末手当に係る規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものである職員（以下この項に

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成23年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当、管理職手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給 料 表	職務の級	号 俸
行政職給料表（1）	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から76号俸まで
	3級	1号俸から60号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から36号俸まで
	6級	1号俸から28号俸まで
行政職給料表（2）	1級	1号俸から121号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで
	3級	1号俸から76号俸まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

（平成24年4月1日における号俸の調整）

3 平成24年4月1日において42歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員（以下この項から第5項までにおいて「除外職員」という。）であるものを除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給その他の号俸の決定の状況（以下この項から第5項までにおいて「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして組合長が別に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（同日において36歳に満たない職員（同日において、除外職員であるものを除く。）であって、

当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして組合長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

（平成25年4月1日における号俸の調整）

- 4 平成25年4月1日において組合長が別に定める年齢に満たない職員（同日において、除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして組合長が別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

（平成26年4月1日における号俸の調整）

- 5 平成26年4月1日において47歳に満たない職員（同日において、除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして組合長が別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（同日において45歳に満たない職員（同日において、除外職員である者を除く。））であって、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして組合長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

（規則への委任）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成24年12月27日条例第1号）

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年6月19日条例第4号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

（南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成26年2月26日条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日条例第2号）

（施行規則）

- 1 この条例は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第5項から第8項までの規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第16条の4第2項及び附則第5項の改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（附則第4項において同じ。）による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（附則第4項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号俸の調整）

- 3 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）の前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

- 5 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切換えに伴う経過措置）

- 6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例附則第2項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合）にあっては、特

定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

（規則への委任）

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成28年2月17日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第19号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第6項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第6項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成28年3月22日条例第1号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月28日条例第4号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1

日から施行する。

- 2 第1条の規定(南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例第16条の4第2項及び附則第5項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(次項において「第1条改正後給与条例」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年条例第19号。以下この項において「平成26年改正条例」という。)附則第6項の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、第1条改正後給与条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第6項の規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例(以下この項において「第2条改正後給与条例」という。)第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは「

- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。
(委任)

5 附則第3項及び第4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成28年12月16日条例第1号）抄

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

4 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の3中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

附 則（平成29年3月28日条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月14日条例第4号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第5項の規定は平成30年4月1日から施行する。

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

- 2 第1条の規定による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第2号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第6項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定による給与（平成26年改正条例項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。
（規則への委任）
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 5 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成31年2月12日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（次頁において「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。
（給与の内払い）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。
（規則への委任）
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成31年3月18日条例第1号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月29日条例第3号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4項及び第5項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第16条の4第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与条例第10条の2の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第10条の2の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の給与条例第10条の2第1項第1号に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第10条の2第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（規則への委任）

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和元年12月13日条例第4号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第7条中南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例第8条第5項、第16条、第16条の2及び第16条の4の改正規定並びに第9条の規定は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和2年11月30日条例第3号）

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月12日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例第16条第2項及び南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第8条1項から第3項まで若しくは第5項若しくは第16条第3項から第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(令和4年11月30日条例第5号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「給与条例」という。）第16条の4第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(令和5年2月14日条例第1号)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 第4条の規定による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第5項から第11項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第14条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、新勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条例第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条の3第2項、第13条第3項及び第4項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第16条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第16条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

- 7 第5条の規定による改正後の南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例の規定並びに南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例第4条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第9条から第10条の2まで並びに新給与条例第4条第3項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（委任）

第15条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（令和5年11月30日条例第4号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「給与条例」という。）第16条第2項及び第3項並びに第16条の4第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和6年3月25日条例第2号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。